

岩内町地域公共交通活性化協議会事務局規程

（目的）

第1条 この規程は、岩内町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第4項の規定に基づき、岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長及び事務局員は、岩内町の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) その他簡易な事項に関する事

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理、編集、保存その他文書に関し必要な事項は、岩内町において定められている文書の取扱いの例によるものとする。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、岩内町において定められている公印の取扱いの例によるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	寸法 (mm)	用 途	個 数	管理者
岩内町地域公共交通活性化協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岩内町地域公共交通活性化協議会 岩内町地域公共交通活性化協議会 岩内町地域公共交通活性化協議会 岩内町地域公共交通活性化協議会 岩内町地域公共交通活性化協議会 </div>	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長